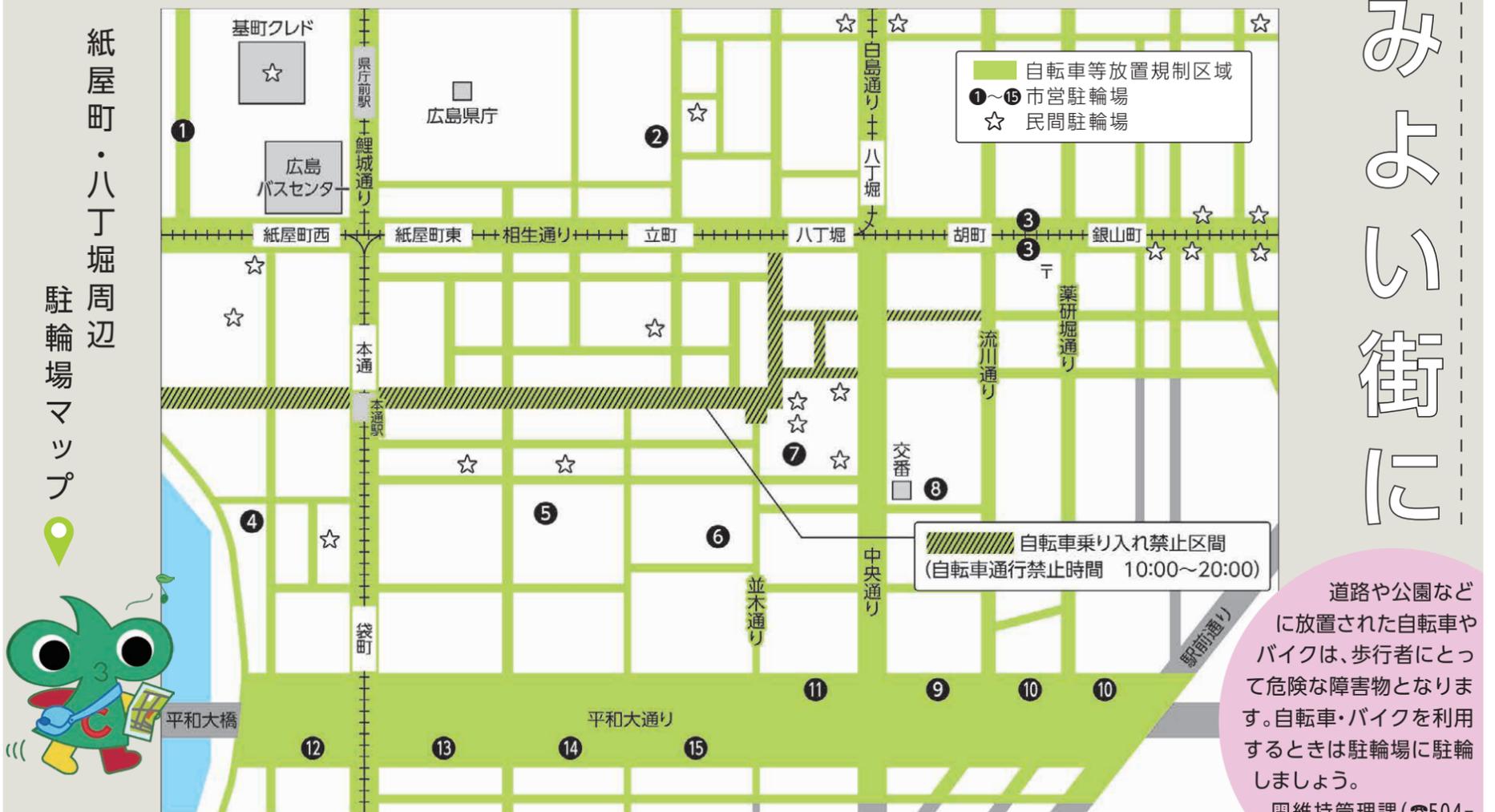


駐輪マナーを守って住みよい街に



道路や公園などに放置された自転車やバイクは、歩行者にとって危険な障害物となります。自転車・バイクを利用するときは駐輪場に駐輪しましょう。
園維持管理課(☎504-2577、☎504-2554)

自転車等放置規制区域

市では、特に人通りが多く、自転車などの放置も多い市内中心部や主要な駅周辺を、条例で「自転車等放置規制区域」(右標識)に指定しています。中区では、紙屋町・八丁堀周辺と新白島駅周辺が該当します。



市HP ページ番号 6636
QRコード

放置は迷惑で危険

自転車などの放置は、小さな子ども・高齢者・体に障害のある人をはじめ、多くの人にとって迷惑で危険な行為です。また、消防・救急などの緊急活動時の妨げ、景観の悪化などさまざまな問題を引き起こします。

そのため、自転車等放置規制区域では即時撤去、それ以外の区域では警告書を貼り、7日間経つと撤去します。

駐輪場の利用を

区内中心部には多くの駐輪場があります(上図、右表)。ご利用ください。

市営駐輪場の利用方法

●一時利用
¥自転車100円/日、バイク250円/日
※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は窓口提示で無料
※1日のうち2回目以降の利用は、領収書を提示すれば無料(相生駐輪場は除く)

●登録利用
利用を希望する人は申請が必要です
¥①～⑧自転車1,500円/月、バイク2,500円/月
⑨～⑮自転車1,300円/月、バイク2,300円/月
※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は半額(登録利用申請時に窓口で減免の手続きを)
各駐輪場、県ビルメンテナンス協同組合駐輪場管理グループ(中区三川町2-6)の窓口で
園同組合(☎242-7330、☎542-6676)

市営駐輪場一覧

No.	駐輪場名	営業時間
①	広島バスセンター西	7:00～21:00
②	基町	6:00～23:00
③	相生	24時間
④	大手町	7:00～24:00
⑤	袋町小学校地下	
⑥	袋町	7:00～23:00
⑦	西新天地	
⑧	東新天地	7:00～24:00
⑨	富士見町第一	7:00～21:00
⑩	富士見町第二	
⑪	富士見町第三	
⑫	大手町三丁目	
⑬	小町第一	
⑭	小町第二	7:00～21:00
⑮	小町第三	

登…登録利用専用駐輪場
※駐輪場によって、駐輪できる種類が異なります。詳しくは市ホームページで
市HP ページ番号 7002
QRコード

撤去後の受け取り

撤去した自転車・バイクは、市西部自転車等保管所(西区扇二丁目1)で1カ月間保管します。受け取りには鍵、身分証明書、手数料*が必要です。

※自転車2,200円、原動機付自転車(50cc以下)4,400円、自動二輪車5,500円
園市西部自転車等保管所(☎277-7916、☎277-5256)